

Title	経済理論と統制経済
Sub Title	
Author	気賀, 健三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1941
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.35, No.12 (1941. 12) ,p.1496(60)- 1539(103)
JaLC DOI	10.14991/001.19411201-0060
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19411201-0060">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19411201-0060</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 經濟理論と統制經濟

氣 賀 健 三

經濟的活動の方面に於て我が日本が國內に於て直面して居る問題は所謂經濟の新體制の確立である。國防國家を建設することを目的として、國家は從來の經濟機構に對し徹底的な改革を加へつゝある。所謂自由營利經濟の機構は其歴史的成長の内に種々様々の欠陥を露して來て、其の爲に色々な手段に訴へて國家的權力に依る補強工事が加へられて來たのである。然るに今次の事變を契機として、國民經濟に對する國家の活動は從來の如き干渉主義に止まることを許さず、積極的に國民經濟の活動そのもの、中に入りこんで自ら之を指導し又は之を計畫化するといふ事態を呈するに至つた。斯様な情勢の變化は、國民經濟を對象とする所の理論經濟學に如何に影響するかといふに、實際從來の純粹經濟學は新しき事態に對して全く役に立たないといふ批判が今日我が學界の一部に於て説かれる。それは大體次の通りである。即ち從來の經濟學の考へ方では理論的法則と政策的意思想とが分離對立して居つて、政策は國民經濟に干渉を加へ、經濟は政策的干渉に對して反撥乃至復讐的反應を呈するといふ風に解釋されて居つたのである。略言すれば、政策主體は國民經濟の外に在り、而して經濟理論は主體を外にした經濟法則の觀察

に終始するのであるとされた。斯様な解釋よりして、經濟法則は經濟の世界に於て一種の自然法則の性質を帯ぶるものと推定され、國家の干渉政策は此法則の作用を妨げる不自然なものと看做される様にさへなつたのである。

然るに斯様な自然法則的な法則は現實の事態と明かに矛盾するものであり、殊に現代に於ける様に國民經濟に於て國家の活動が指導的役割を演じて居る時には、國家と國民經濟とを對立させる如き考へ方は無意味であると批難されるに至つた。

然るに吾々の見る所に依れば、各國の統制經濟政策は孰れも、從來の理論經濟學上の諸法則を顧慮せずには行はれ得ないものである。といふ意味は經濟政策が法則通りに其命する所に従つて居るといふのでは決してないが、經濟法則は改變し得ない至上命令ではなくして、改變の爲は利用しなければならぬ所の知識であるのである。

吾々は今日一部の人が目指して居る所の經濟理論の革新の試みに就ては寧ろ其成果を俟つといふ態度であつて今茲に之を否定しようとは考へないが、唯々斯様な意圖の下に從來の理論經濟學上の諸法則を排斥しようとする考へには反對しない譯にはゆかぬ。

吾々は「經濟法則」の意義を明かにすることに依つて、現代の統制と計畫と混亂の時代に於て反つて此「經濟法則」的認識の必要なる所以を説かうと思ふ。

### 二

經濟法則の意味を正しく理解する爲に、先づ之に關する誤解を訂すことから始めてゆくのが都合がよい。最も幼稚な誤解は經濟法則を以て一種の自然法則と見ることである。則ち自然法則は人間の力を以て如何とも變更し難いものであるから、其作用を妨げようと企てるのは全く無意味、否な有害でさへあるとするのである。丁

度春夏秋冬の天地の運行は自然必然的であつて、人間は之に對して如何なる力をも振ふことはできないのと同様である。經濟法則の妥當性を主張することは、故に同時に之に對する國家の勢力を否定することであつて、國家が經濟法則に干渉することは無意味である許りでなく有害であることとなる。例へば市場價格は需要と供給の相關關係に依つて定まるとか、市場價格は絶えず正常價格を中心として之より遠く離れて安定するものでないといふ古典的な法則に就ていふならば、國家が勢力を以て需給の一致しない點に價格を公定したり、正常價格から遠く離れた所に價格を公定しても、斯くの如き公定價格は有名無實であつて實際市場に於て成立しないか、そうでなければそれは各人相互間の交換取引を阻害し、經濟活動を窒息せしめるであらうと考へられるのである。其故に經濟法則の妥當性を説くものは國家の政策的活動を成るべく排斥せんとするに至るのであつて、其好き例は古典學派の自由主義や限界效用學派の個人主義的傾向に見られると推定される。(註)

(註) 例へばラートの著書は實に次の如き文句を以て初まる。

「勢力と經濟法則との關係に就ての問題は經濟に對する國家の根本關係に關するものである。若しも經濟の全體の構成を其自身の内から決定する法則を立證することに成功するならば、其場合には此領域に對して國家の行動は、どんな形で實行されようとも不要である許りでなく、有害でないとなれば無意味であることになる。之が爲、經濟は國家を外にして境を限定し、其自己法則性に於てそれ獨特の規範の體系を保持する。」(Ratin, Macht und Wirtschaftsgesetz 1933, 一頁)

一つの經濟法則をば人力に依るも如何ともなし難い自然法則であると解することの誤りであることは改めて説くまでもない程であらう。

例へば需要供給の法則に就てみるならば、市場價格は需要と供給の一致する所に定まるといふ命題は、決して需

要なり供給なりが人為的に變更し得ないものであるといふ意味を含んで居らぬ。或る方法に依つて或は供給を増減し、或は需要を加減することは左程困難な仕事ではない。之に依つて市場價格の引上げ又は引下げを合理的に實行することができるであらう。

經濟法則を自然法則と同一視し、國家的干渉や政策の有害無益を稱へることが如何に幼稚な誤解に基づくかは更に詳説する要を見ないであらう。今日ラートの様な誤解を爲すものは殆ど居ないであらう。

第二に、經濟法則をば絶対不變でないまでも、飽くまで服従せねばならぬ自律性を持つるものと見て、國家の政策は唯之に従ふに在るとする考へがある。斯様な考へ方は準自然法則的と稱することができる。此考へ方は例へば市場價格決定の法則は侵すべからざる眞理であり、之を無視することはできないとする。若し或商品價格を變更しようとするれば、當該財貨に對する需要なり其供給なりに對して何等かの影響を與へなければならぬ。直接に價格に干渉し、需給の一致する以外の點に價格を公定すれば、かゝる公定價格は結局實際市場に於て有効に作用しない。或ひは闇相場の如きものを反面に生ぜしむるか、然らずんば市場取引の停滞を生むに至るのである。故に政策當局者は飽くまで經濟法則を尊重し、之に則つて經濟政策を實行せねばならぬのである。

準自然法則説には確かに一面の現實的根據が含まれて居るけれども、經濟法則の社會法則たる意味を徹底せしむる爲には、吾々は更にもつと深く掘り下げて考へて見る必要がある。

經濟學上の諸法則が社會法則であるといふ意味は之を次の三つの項目に分けて説明するのが便宜である。第一にそれは目的合理性の法則であるといふことである。經濟生活は人間の社會生活の一面であり、人間が一つの社會に於て目的的行動をなし、意味ある生活を營む以上、其意味は當然經濟の側面にも映し出されるに相違ない

のである。而して經濟法則とは此人々の行動の中に見られる目的合理性の傾向を論理的な抽象操作に依つて浮彫にせるものであるから、其法則は、どんなに機械的な形式を以て表現されて居る場合でも、意味法則として理解されなければならぬ。例へば市場價格決定の法則は、其代表的な一例であるが、此法則には、人々が其經濟活動に於て各自の目的判断に基づいてより大なる利益を望み、又全然ないよりは少しでも利益を獲得しようとする合目的性が働いて居ることを見落してはならぬ。

第二に、元來理論經濟學上の諸法則は常に一定の前提、一定の條件の下に於てのみ妥當性を有する所の論理的法則であつて、決して現實の社會にその儘通用する法則ではないのである。經濟法則の論理的性質は今日純粹經濟學に於ける與件の概念に依つて明瞭にせられて居る。即ち純粹經濟學は人間の經濟生活に於て看取せられる合理的活動を抽象的に正確に浮き出させて現實理解の手段を得る爲に、其經濟的活動と、活動のなされる地盤たる自然的並に社會的の根本條件を取出して之を一定なものとするのである。

此與件の中には人間の經濟活動に影響する一切の經濟外的な條件が包括せられる。純粹經濟學は經濟外的なもの無視するのでなく、之を總て與へられたる條件として受入れるのである。經濟生活に關係もなければ影響もない現象は之を取入れることができないのである。此事は經濟生活といふものが、人間の社會生活の一部分でなくして一面であるといふ解釋から當然類推せられるであらう。人の經濟活動の内容を爲す所の國家的法律秩序や行政機構、道徳的規範、國民的習慣、國民的文化等孰れも經濟の與件でないものはない。然も此等のものが人の經濟行動の内容に影響を及ぼす限りに於て與件となるのである。

例へば或國に於ける政治組織が政黨政治であるか獨裁政治であるかは直接經濟の問題にならぬし、又與件として

考慮する必要もないかもしれぬ。蓋しそれは直接に經濟とは無關係だからである。併し此等の政黨又は獨裁者が經濟活動を規定する法律を作り、命令を出して人民の經濟活動の現在と將來に影響を與へるとすれば、或は一定の經濟機構と必然的な關係を有するとすれば、此等の政治機構は經濟活動を規定する與件としての意味を持つて来る、又若し其自體が經濟活動を爲す限りに於て、其一面が經濟主體としての直接の問題となつて来るのである。或ひは又立法機關の作つた法律は、それが縱令ひ經濟に關係するものであつても、實際に人々の經濟生活の内容を規定しなければ、何等經濟的な意味を持つことなく、従つて與件として之を取入れる必要もない。斯くの如き法規は有名無實であつて社會生活にとつて何等値打のないものであると云へるであらう。例へば或商品の最高價格を規定する法令が發せられた場合に、現實の市場に於て、其様な高い價格で該商品の賣買せられる蓋然性が殆ど全く無いといふ様な時には、斯かる法令は法令として空虚なものである。又逆に其社會の大多數の人々が公定の最高價格を無視して其以上の價格で該商品の取引を行つて居つて、其取締りが殆ど行はれて居らぬ様な場合には、其最高價格令は有名無實であり、與件たる資格を備へて居らぬといへよう。

吾々が經濟活動を語り、經濟現象を説明し、其爲に靜態的狀態を限定するには、此等の經濟活動に影響を及ぼす一切の條件は總て之を與件として前提するのである。斯くの如き論理的操作は唯々單に現實の經濟現象の中に看取せられる所の社會的經濟活動の根本關係を明瞭に理想型の形に於て取出す爲に行はれるに過ぎない。吾々は此際現實の狀態が其儘で此靜態を保つて居ると主張するものではない。現實は絶えず一定の靜的狀態を破つて不安定な狀態へ動きそれは又新たな安定的狀態へ向はうとする適應の力を生むといふ謂はゞ適應・擾亂・發展の渾沌たる力の合成狀態を呈して居るのである。吾々は其中から先づ一定の安定的狀態の理想型を取り出だし、然る後に之を足場



として適應、不均衡や發展の現象を探らうとするに過ぎない。故に純粹經濟學は靜態論のみに終始するものであつて、其以外の問題に進み得ないと考へるのは大なる誤りである。殊に現代の如く、經濟的の攪亂・不均衡の時に顯著な時代には、與へられたる條件の變化と其經濟的變化に關する問題が大なる事局的の問題となつて居る、而して此問題の解決の爲には、靜態の理論を足場とすることはどうしても必要であるのである。

さて前述の如く、經濟的變動を惹起する原因を總て與件とするならば、一般的な或る靜的狀態が生ずるといふこと、換言すれば諸種の經濟現象の間に見られる一定の根本的關係、もつと簡単に言へば諸々の經濟法則は當然、論理上必然的に生れてこなければならぬことである。結果から見れば一定の關聯の生れる様にわざ／＼與件を定めたことになるのであるから、經濟法則は論理上自明の理であると言へる。此意味に於て經濟の自律性(Eigenesetzlichkeit)とはトオトロギーであるといつても差支へない。蓋し經濟の自律性は總て經濟外的なるものを與件とするに依つて初て贏ち得られるものだからである。吾々が經濟現象を研究の對象にしようとした其出發點に於て、一定の法則性が生れるように謂はば「お膳立て」して置くのであるから、經濟現象の間に一定の關係が成立つといふのは、吾々の論理的試みが成功したといふことを意味するのみであつて、必ずしも現實に其通り關係が在るといふ認識と一致するものとは限らないのである。

其故に經濟の自律性とは同義語の反覆であると見る結果論のみに注意を向けるならば、經濟法則とは無意味な觀念的遊戯に過ぎぬものとされてしまふであらう。

併しながら吾々は斯様な評言を甘受してはならぬ。即ち第三に經濟法則が一つの論理的構成物として作り上げられる其根底には、與へられたる或る社會に於ける經濟生活がかくの如き法則的關聯を潜ませて居るといふ事實があ

るのである。與件の設定は此關聯を最も明確ならしむる目的を以て經濟外的要素を無視乃至固定させる所の論理的方法であるのである。

即ち吾々は一定の擬制の形に於て人間の生活活動の經濟的側面に在る所の根本的關係、即ち種々なる經濟現象の成立を可能ならしむる所の根本的不可欠の關係を把握しようとするのである。従つてそれはある現實の中に支配する法則であるが、同時に現實其物として見られる所のものではない。我々が人間の社會に於て見られる表面的の經濟現象の内部に潜む所の一定の關係を求めて之を發見し得るのは、對象たる人間の生活の中にそれがあつてからに外ならぬ。存在にないものを我々は思惟技術に依つて恣意的に創造するのではない。

然るに一社會に於ける人間の經濟生活に影響する諸々の與件は一定の時代を通じて安定的ではあつても、決して一定不變ではなく、時と所とを異にして千差萬別であり、其重要性に於ても輕重種々の程度を示して居るのである。従つて個々の表面的な現象について我々が觀察の眼を向ける限り容易に人間の社會生活の内に在る根本的關聯を導き出すことはできない。實際に於て社會的慣習も法的秩序も一定不變でなく、同時に地域的に各種各様である。人々の文化的教養も處世的態度もそれ／＼明瞭に類型化し得る程單純なものではない、人間の行動の合理性と雖も必ずしも正しく守られて居ない。意識的に又は無意識的に、悟性的判斷の欠如から不合理的な行動は屢々採られるのである。人間が一種の生物として與へられたる自然的環境に對處する態度には常識的に不變であると見られるものがあるけれども、それ丈けから社會法則が生れて來るものでは決してない。

それ故に我々が一つの擬制として純粹經濟學的法則を定立する時、それが其内在的な意味に於ても、その現實的の條件に於ても決して現實そのものを寫すものでないことを意識しなければならぬし、又それが根本に於て例外な

く現實に妥當すると早まつて想定してはならぬ。

純粹經濟學的法則の實質的な意味は當該法則が定立せられたる後に於て、それに纏る所の假説を一つ／＼取りはづしてより現實的な條件に置き換へて見ることである。或は又非現實的な擬制を取つて具體的現實的な要件を附して其「現實性」を検査することが必要である。此現實性の檢證は然るに、同時に當該法則が現實解明の武器として役立つ所以となるのである。蓋し此方法を通じて我々は個々の社會的條件や自然的條件が如何なる經濟的意義を持つか、如何なる經濟的勢力を示すかといふことを知り得るからである。(我々の經濟政策上の研究も亦主として此方面に其注意を集めるものである)。我々が社會現象の研究に當つて爲す擬制は常に一應其論理的な目的を達成した後には、此を取拂つて見ることに依つてのみ其意義を示すのである。即ち一つの論理的な操作として現實の状態から成る條件を除外又は固定化することは、其除外又は固定されたる條件が如何なる程度に於て當該擬制的法則に對して意義を持つかといふことを檢證することに依つてのみ其意義を持つのである。逆に言へば擬制法則は其樹立の爲になされたる論理的な操作に際して其力を固定乃至無視された所の各種條件の意義を明確に知る爲に必要なのである。此處に特に經濟的な一面のみを抽出する意義があるのである。正にバックの例證する通り(註一)例へば物理學上の研究に於てなされる眞空の擬制は、然る後に空氣の抵抗其他眞空以外の他の條件が加はる場合に如何なる結果を生ずるかを計算し得るのでなければ、其意義は失はれるであらう。(註二)

(註一) J. Back: Die Entwicklung der reinen Ökonomie 1929 101—104頁参照

(註二) 經濟法則の自律性とは故に經濟活動に於ける一定的法則的關聯が人間の一切の生活分野に於て支配的權力を持つものであるといふ主張を含むものではなく、又經濟法則が自然的、必然的な法則に等しいといふ主張を含むものでもない。

此點に於て現代の純粹經濟學的方法是古き正統學派の思想とも、將た又マルクス主義の思想とも異なるのである。此の後の二つのものは一面に於て著しい對立を爲すにも拘らず、共通の誤謬に陥つて居るのである。即ち此等は第一に人間の活動の動機として専ら經濟的利害のみに導かれてゐるといふ斷定を爲す點に於て共通の誤りがある。

物質的利害の貫徹といふことはマルクス主義に於て人間の歴史的活動の唯一の根本的動力であつた。それから又古き古典學派に於て利己心は實在の人間の最も主要なる動機であり、物質的幸福は彼等の最後の目的であつた。我々の立場に於て、經濟人は一面的な抽象に依る論理的構成物であり、又それは物質的幸福を追求する人間でなくして、經濟的活動に於て目的合理的判斷を爲し得る人間に過ぎない。それは人間が非物質的利益の追求に活動することも、將た又非利己的な動機から活動を始めることも容認するのである。而して又斯くの如き經濟人が論理上の理想型概念であつて、現實に非合理的に行動する人間であることを知るが故に、我々は我々の理論が現實を其儘に模寫することを主張するものではない。唯々それが人間の經濟活動の本質に潜むものであると同時に、歴史的現實を解明する武器たりうることを主張するのである。第二には上述第一の見解より當然類推せられることであるが、經濟活動の原理を不變の人間性より導出する結果、此二つの學派は經濟法則を自然必然的な法則と考へるのである。經濟の自律性とは彼等によれば現實に於ける經濟法則の絶對的支配力を意味するのである。然かも皮肉なことに、一方は資本主義の爲に、他方は共產主義の爲に、一方は靜的な自然的調和の法則を、他方は發展と崩壞の中に貫徹する不變の自然必然的法則を説くのである。前者は調和思想に基づくが故に靜態的であり、後者は矛盾思想に基づくが故に動態的な著しい對立があるが、何れに於ても調和なり矛盾なりの發展の中に自然法則の存在を見ることは共通である。

現代の均衡論に於ては自然法則的に與へられたる調和や均衡の觀念を豫定するものでないことはいふまでもないことである。



以下に述べる如く、均衡論の觀察方法は、社會經濟現象の間に見られる法則的關聯を其内容とするには相違ないが、之を其儘に實在するものとして取上げようとするのではなく、又與へられたる自然法則として受取るものでもない。

## 三

經濟法則の確立が一つに懸つて與件の設定といふ論理的な操作に在るとすれば、兎に角それが現實的に不變妥當の自律性を意味するものでないことは明々白々であらう。其法則は(一)與件の變更又は設定に依つて同時に變更を蒙るものであり、(二)與件の下に働く經濟主體の動き方に依つて變るものであるといはなければならぬ。此際注意せねばならぬのは、法則が變更を蒙るといふ意味である。それは従前の前提の下に於ける法則が通用しないといふことを意味するけれども、全く法則が自由自在に曲げられるといふことを意味するのではなく、新しく設定される與件の下に於て別箇の法則的關聯が定立されることになるのである。若し變更されたる與件に對する經濟主體の動きに何等かの共通の反應乃至適應の關係が全然欠如して居つて、各主體の行動に統一性がなく、其處に少しも法則的傾向が見られぬとすれば、其場合には如何なる論理的操作を以てするも法則的認識を確立することはできない筈である。蓋し法則の確立の爲に必要な特定現象の一般化といふ方法を採用することが現實的に無意味だからである、併しながら斯くの如き渾沌たる事態は實際に於て起らないのであつて、經濟主體の行動には常に一般化せらるべき共通のものがあるのである。それは人間が目的合理的に行動するものである限り、期待してよい所の合法則性であるといへるであらう。

以上の説明に依つて、茲に姑く經濟主體の一定の動き方を豫定するとして、經濟法則は與件の變更に依つて變更され得るものであり、同時に其代りに別箇の法則的關聯が生れて來る筈であるといふことが理解し得るであらう。

之よりして吾々は次のやうに推論することができる。國家的經濟政策の當局者は與件を變へることに依つて法則的關係を變へることができるといふこと、爲政者が之に依つて達せんとする目的は、變更せられたる與件の下に生ずる新しい法則的關係を豫め推知する時に初めて正しく成就せられるといふこと。而して經濟的過程に對する直接の國家活動——例へば各種財貨の市場價格に對する公定價格の設定——は、それが當該活動目的を生む所の法則關係に適應するやうに幾多の與件の變更を生ぜしむる時に初めて永續的效果を生むといふこと、若し斯くの如き與件の變更を發生せしめ得ない時には、國家活動の效果は永續的には期待できないであらうといふこと即ち之である。

政策擔當者が如何にして與件を變へることができるかといふことは、其與件の一つ／＼に就て決定的に考察せねばならぬ。其の中には國家的權力に依つて或る方向に變更し得るものもあり、又國家の力を以てしても如何ともすることのできぬものもあるであらう。例へば一國の生産技術は如何なる國家の權力を以てするも早速には其進歩を期待し難いであらう。又一定生産業の民營禁止の如き形に於て生産の方向を國家目的に誘導することは國家權力に依つて可能であらう。

兎に角當局者は與件に干渉し、之を變更し得る限りに於て政策的効果を狙ふことができるのである。例へば原則としての自由營利經濟の社會に於て、或る商品の價格を引下げやうとするならば、最も端的な方法は當該商品に對する需要を徹底的に制限する途を講ずることであらう。或ひは特に當該商品の供給を増加する獎勵手段を講じ、價格の低落に伴ふ損失があれば之を補償する方策を採つてもよいであらう。或ひは道徳的説教に依つて人々の購買欲を抑制するのみの一つ途であらう。或ひは競争的機能を全然停止し、獨占的な組織に編成を變へて、然る後に從來よりも低い價格で獨占的供給販賣を爲すのも一策であらう。此等の策の何れも直接經濟現象に干渉するの途を避けて、

財貨の供給量又は之に對する需要量、又は其強度、或ひは經濟機構の一部等の所謂る與件を變動することに依つて新期の目的を達せんとするものである。

當局者が其期待する通りに與件の或ものを變更することができるならば、その期待通りに目的を達成することができるであらう。但し、茲に見逃してはならぬことは、一つの與件の變動は新しい經濟的變動を生むと同時に、其經濟的變動は當然一切の與件に對して反動的變化を與へるといふことである。之は凡そ國民經濟的現象が一切の與件の合成的結果である性質上當然の次第である。上の例を以て説明すれば、或商品に對する需要を制限することに依つて當該商品の價格が低落する時、それは當然供給の側に對して其減少を生ぜしむるが如き影響を與へるであらう。蓋し從來の限界生産者は低落せる價格を以て從來の供給を繼續することができないからである。然るに價格の引下げは人々の當該商品に對する購買力を刺戟増加するものであるから、需要制限といふ政策に反抗する力を生産者又は消費者たる經濟主體の間に生むのである。従つて政策當局者は或る一財の需要量といふ一つの與件を變動するならば、其變更の目的を達する爲には他の與件例へば供給の量なり、供給組織なり、種々なる他の財貨に關する多くの與件にも變動を擴げる必要に迫られる筈である、即ち一財に對する需要を強制的に制限するならば、同時に其財の供給も何等かの方法に依つて制限する必要があり、一財の需要や供給の制限に依つて生ずる他の財貨の側の變動に對して國家は之を傍觀することを許されないのであらう。之に對して眼をつぶることは政策に反抗する機運を強くし、斯かる反抗的な傾向は或は「闇取引」の發生を促したり、法規に觸れない高價な類似代用品の供給を惹起したりすることもあり得る。之に依つて抑々の元來の需要制限の目的は達成を阻害されぬとも限らぬであらう。

其故に政策當局者は一つの與件の變動に就ても萬全の注意を拂ひ、其反動的變化、他の與件に及ぼす變動を一つ

一つ考慮に入れなければならぬ。その爲には結局當該與件のみならず、與件の變動に對應する經濟主體の行動といふ最も根本的な要素に就ての統制や指導といふことが必要になつてくるのである。更に他の一つの例をとらう。

國家が或商品の價格を引下げる爲に、其商品の供給又は販賣の組織を一つに統率して獨占的供給に當らせんとする。而して從來の競争價格以下の點に販賣價格を定めんとする。之に依つて價格引下げといふ直接の目的は確かに達せられる。それは何等斯様な與件變更を行はずにいきなり市場價格以下に價格を公定するよりも遙かに優れた方法である。併しながら此方法に依つても價格引下げから生ずる反動的影響から爲政者は免れることはできぬ。何人でも容易に考へられる反動的影響は第一に需要の増加であらう、蓋しより低い價格に於てはより多い需要が起るといふのは市場經濟の常識である。第二には供給量の停滞乃至減退である。低い價格に於ては從來の限界生産費は償ひ得ないのであるから、獨占的組織と雖も利益の減損を望まない限り生産の一部を縮小せざるを得ないであらう。利益の減損を構はずに當該獨占團體をして供給量の増大を續けさせようとするならば、之に依つて生ずる損失は國家が補償することになるであらう。國家の補償といふことは結局國民全體の負擔となるといふことである。若し國家が當該商品の價格引下げに依つて其購買者たる國民の負擔を軽くしようとする意圖を持つて居たのだとすれば、其意圖は反面に於て裏切られたことになるのである。若し國家が其生産を制限し、當該産業を縮小せしめようとする意圖を持つて居るのだとすれば、國家は損失を補償しないかも知れぬ。事業の縮小は之を其儘に放任して眺めるであらう。此場合でも國家は類似競争企業の發生を防ぐ爲に意を用ひなければならぬ。又法規を潜ぐる潜在的競争を取締らなければならぬ。闇取引は必ずしも生じないとは謂へぬ。國家活動の手は單に當該企業のみならず、更に類似産業の全體にまでも擴がつてゆく可能性があるのであらう。かくして増大する需要を制限する手段を講ぜぬ



ばならぬであらう。更に斯様な與件の變動に適應し或は反作用する所の經濟主體の行動を放任しておくことができないうであらう。

其故に、茲に於ても亦統制の完全を期するには、與件の變動に對應する經濟主體の行動が重要な役割を演ずることになるのである。

若し國家が或る與件變更に對する何等かの反動的變化を防がうと欲するならば、國家の活動は單に與件の變更に止まらず、活動する所の經濟主體其物にまで及ばなければならぬのである。

政策當局者が或る經濟的效果を擧げるには、兎に角與件を變更することに依つて一應之を成就し得ることは上に述べた通りである。政策の實行の方法としては與件を變更する外に直接經濟過程に働きかける所の方法がある。價格現象を直接に力に依つて支配しようとするのが之である。物價騰貴を防ぐ爲に直接に最高價格を定めたり、暴利取締令を發布したり、最高賃銀制を施行したりするのは其例である。斯くの如き法令は若し國家の活動がそれ丈けに止つて居るならば、丁度病氣發熱の原因を取除かないで熱丈けを下げようとする療法に似て、其效果は極めて薄く、多くの場合熱が下らぬか、然らずんば熱が下つても病氣がなほらないで反つて悪くなるのを常とする。

例へば或る一定の與件の下に於て一財の價格騰貴に依つて當該財貨の需要と供給の均衡状態に達しようとする力が働いて居る時に、法令に依つて此力を喰止め物價を停止又は引下げようとするならばどうなるであらうかといふに、先づ各經濟主體は該財の需要の側からも供給の側からも共に之に對して反抗する力を示すことは疑ひない。蓋し需要者は縱令ひ騰貴せんとする價格に於てすらより多く買はうとして居た所へ、より低い價格で財貨が供給せられるのであるから、當該財貨に對する需要は量に於ても強度に於ても増大するのである。他方供給者はより高い價

格でより多く供給し得る状態に置かれようとして居つた所へ正反對の立場を強制されるのであるから、勢ひでき得べくんば此強制を排しようとするであらう。此處に於て法令の強制が徹底しない場合や、價格低下を強要される物資が國民の必需品に類する様なものである場合には、動もすれば法令が實際に行はれないで、其裏をくぐつて「闇相場」とか「月夜相場」の如きものが行はれるに至るのである。或は法令の不備を狙つて規定外の類似代用品を高價に取引するが如き事態が生ぜぬとも限らないのである。

若し斯様な抜け道のない程法令が徹底的に行はれ、下熱劑の直接效果は顯著であつて熱が美事に下るとすれば如何。さうすると、當該財貨の供給は著しく減少又は皆無に近くなり、低い價格で供給させようとした政策の目的は全く達せられず、反つて經濟活動を窒息せしむるといふ事態を惹起するであらうと推定される。此推論は歴史的に著名なミレーズの説を以て之に代へることができ、即ちそれは次の如くである。

自由營利經濟社會では生産費は賣上げ収益に依つて償はれるが、若し國家が價格の引下げを命するならば、収益は價格以下に止まるが故に、商人や製造業者は將來に於ける價格の引上げを期待して賣惜みをするであらう。國家は當該商品が市場から消失するのを望むのでない限り、國家は同時に在庫品を總て公定價格で賣却すべきことを規定しなければならぬ。

併しそれ丈けでは充分でない。公定價格は自由市場價格より低いのであるから、當然供給に對して過度の需要が集中することに爲り、一部の人は其需要を満たすことができなくなる。市場に早く駆けつける者或は賣手に何か緣故のあるものが需要を満たし得ることに爲る。斯様な結果を望まない當局は、前述の價格公定と強制販賣令に加へて、更に割當制を実施せねばならぬ。

問題は併し之で解決した譯ではない。當局の干渉に依り既存の在庫品が總て賣盡されると、問題は一層困難に爲つて来る。蓋し公定價格に於ては生産は收支相償はぬから制限乃至停止されることに爲る。製造業者をして其生産を更に繼續させる爲に、當局は更に原料品、半製品の價格及び労働賃銀までも公定しなければならぬ。然もかゝる處置は當該産業又は少數の産業部門に限られず、あらゆる生産部門に行互り、總ての財貨の價格、一切の労働賃銀、總ての企業家、資本金、地主及び労働者の態度を規制しなければならぬ。若し二三の生産部門が放置されるならば、資本と労働は直ちに其處に流れ込み、當局が第一の干渉に依つて目指した所の目的は失敗に歸するであらう。

以上の推論からしてミーゼスは次の様な結論を引き出す。個別的な價格干渉政策は到底所期の目的を達し得ない許りでなく、反つて除去せんとした當の弊害を助長するのである。即ち一般公衆に一層低廉に財貨を供給せんとした價格政策は反つて市場から財貨を驅逐するといふ結果を生むのである。此點から見ても、個別的干渉は無意味、自家撞着であり、經濟論理に反するのである。(註)

(註) Mises: Kritik des Interventionismus 1929 九—一二頁参照

ミーゼスは之より更に推論して自由經濟と計畫經濟の中間的存在としての統制經濟の存続が不可能であることを説くのである。斯かる結論の是非は姑く措き、自由營利經濟を基調とせる經濟機構の上に立つて價格に對する干渉がミーゼスの述べたやうな混亂を惹起することは正に其通りであつて、現實の社會に於ては、其程度に於ける違ひはあつても、單なる價格干渉だけでは干渉の目的の達せられないことが多いのである。

吾々が此處で述べようとしたのは、價格干渉政策は必ず反作用を受けて失敗するといふことではない。唯々價格

干渉政策は上述の如き反作用を生むから、干渉はそれだけに止まつてよいものでなく、其目的を達する爲に更に與件の變更にまで及び、經濟機構の改革に至らうといふことである。而して當該與件の變動を通じて當面の目的が達せられるとしても、それは必ず他の經濟現象にも影響を及ぼし、同時に他の與件へも變動を與へることを政策當局者として覺悟せねばならぬのである。此影響がどの程度のものであるかといふことは理論的に一概に言へないのであつて、吾々は唯々、其場合々に應じて決定的に判斷するより外に仕方がないであらう。

例へば保護關稅・設定に依つて國內のある産業を保護しようとする場合、之に依つて關係商品の國外よりの供給量といふ與件が減退するのであるから、其影響は直ちに經濟現象の上に現れ、國內産業の育成乃至保護に役立つであらう。併し其結果として當該商品の國內の需要者は價格の騰貴とか品質の劣等などの反作用を忍ばなければならぬ。又國外の供給者は生産過剩代價低落等といふ、多少の反動的影響を蒙るであらう。それから又國內の當該産業が優遇せられる結果、其方面へ労働や資本が移動し、從來の一部の限界的企业が姿を變へることも考へ得られるであらう。爲政者は總て此等の變動を考慮して政策を決定しなければならぬ。

更に一つの例を擧げて見よう。一部の危険な産業に従事する労働者を優遇し、厚生の・文化的施設をば雇主たる資本家の負擔に於て整へる様に國家が法規を定めるとする。此法規が忠實に實行せられるとすれば、それは必ず、一部企業家に從來以上の生産費支出を要求することになる。従つて企業家としては此餘分の費用を商品代價の引上げに依つて一般消費者に轉嫁しようとするかもしれぬ。製品の價格引上げが認められるならば、結局労働者優遇の

費用は、當該労働者の一部をも含めた一般購買者が負擔することになるであらう。又若し一般の福利施設や文化施設の増加に依つて労働者の生産力が一般的に向上するか生産技術の改善が行はれるとすれば、福利施設に拂つた費用以上の價值が労働者並に企業家の収入となることも可能である。

若し國家が企業家をして製品の代價引上を許さぬとすればどうなるであらうかといふに、企業家は自己の企業利潤の減退を覺悟する前に、労働賃銀の引下げに依つて其犠牲を轉嫁しようとするかも知れぬ。之を實行すれば労働者の抵抗に出逢ふであらう。労働者は機會を求めて他のより有利の賃銀の得られる産業に轉じ、又新たに斯様な産業へ轉入する労働者も減退する筈である。労働者の抵抗の力は、労働者の團結力、労働の移動性(轉業)の難易、失業者の多寡等の各様の事情に依つて異なるが、假に移動は容易であり、失業者は無いとすれば、其彼等の經濟的勢力は強い譯で、企業家は一層強大なる勢力を持たなければ彼等に勝つことを得ないであらう。

企業家は斯様な抵抗に出逢ふ許りでなく、強固な階級的労働組合の團結や社會的輿論の反對や國家で定めたる最低賃銀法令其他の與件の爲にも賃銀の引下げが實行できぬかも知れぬ。然る時は、福利厚生施設の費用は、一と先づ企業家自ら負擔せねばならぬ。企業家は自らの投下資本の利子を引下げ、又は利潤を減じなければならぬ。斯くの如き事態は若し企業家が従前と同様の營利的態度を持續する限り、併し恐らく永續せぬであらうと思はれる。何故かといふに、當該産業に限つて資本の収益が少く、將來増大する見込がないならば、當該資本家は其事業により以上資本を投下しようとせず、又投下資本が回收されたる時は再び此事業を繼續しないであらうと推定されるか

らである。其結果、關係産業の發達は他の事情にして等しい限り望まれないことになるであらう。

若し國家が企業家の利益追求の精神を嫌つて關係産業の私營を廢し、之を全部國營にして以て該産業の發達を圖るとすればどうなるであらうか。

先づ第一に若し國家が之まで投下された私有の資本に對して從來通りの利子と普通の利潤とを支拂ひ続ける(又は國家が適當に資本見積りをして買取つてしまふ)とすれば、利潤の減損部分は國家の負擔としなければならぬ、國家を以て國民全體の利害を代表すると見る限り、則ち國民一般の負擔といふに等しい。

若し國家が投下資本に對して借入資本に對する利子の形で定額の利息のみを保證し、殘餘の利潤は其収益に應じて配當するとすれば、資本所有者は恐らく他の産業に較べて低率な配當に満足せず、より以上の資本投下を好まぬに相違ない。従つて當該産業の存續發展は偏へに國家の力に依るより外はない。國家が公債により或は國庫收入の一部をさいて此産業に資本を投ずるといふことは、利廻りの低い事業を國民全體の負擔に於て營むといふことになる。若し此産業が國民全體としての立場から損益を顧みず營まれなければならぬものであるとすれば、國民全體の負擔を顧みず之を國營にすることは意義があるといへるであらう。蓋し國民としては一部の經濟的不利益の代りに、全體として發展に必要な國益を享得することになるからである。

けれども若し、此全體としての或る利益が私的經營に任されて居る場合でも善意に依つて危くされることがないとか、又特に國營としなければならぬ程特殊の事情の潜んでゐるものでなく、其經營を國民各自の選擇に任して差



支へないものであるとするならば、國營といふ方法に依つて目指した效果は反動的影響を免れたとは言ひ難いのである。何故かといへば、當該産業の製品が幾分價格を引上げられるといふことも、國家が利潤の減少を負擔するといふことも、共に等しく消費者にして納税者たる國民一般の負擔に歸着するからである。但し消費者たる國民と納税者たる國民との間に階層的喰違ひがあるならば、其限りに於て損害負擔の差別があるといへるであらう。國家が負擔するといふことは、個人所得の實質的差異を均等化する傾向を持つが、商品の價格騰貴の場合には、購買者だけが其實質所得の高低に無頓着に一樣に不利益を蒙らなければならぬのである。

吾々は推論を茲で完成したものと見てはならぬ。一つの政策の影響はもつと深く遠く及ぶであらう。吾々は國營に於ける經營能率の問題、所得の均等化が資本蓄積に及ぼす影響をも考へなければならぬ。又一部企業の國營が他の企業經營に及ぼす精神的影響も考へなければならぬ。或は又價格の引上げは、當該商品の需要者に對する影響許りでなく、他の商品の需要に對する影響、消費者の需要體系の蒙る變動をすら考慮する必要があるであらう。此等の起り得べき影響は凡て賢明なる爲政者が一つの政策を實行するに當つて考へなければならぬ所のものである。

さて吾々は以上の説明に於て國家活動と法則の關係を理論的に分析して來た。其分析の仕方は古典的なベーム・バウエルクの方法と同様に國民經濟の諸現象の間に於ける一定の自律性を取出して之に對して外部から干渉するならばどうなるかといふ形式であつた。それは現代の言葉でいへば主體と客體とを別々にして客體たる市場交換經濟に主體たる國家が干渉するといふ見方である。然るに此様な考へ方は本論文の冒頭に於て述べた通り經濟學界の最近

の革新的風潮に一致しない。否な之に反對して寧ろ守舊的な立場に在る。吾々は故に主體と客體とを統一して見る所の新しい立場に關聯して説明する所がなければならぬ。

主體と客體とを統一する法則といふことを吾々は此處で國家と經濟法則との關係といふ風に翻譯しようと思ふ。蓋し主體と客體とがいふ言葉は色々な意味に使はれて頗る紛らはしい用語であり、又事實現下の問題の焦點は統制經濟下に於ける經濟法則の意味即ち國民經濟に於ける國家の役割をば從來の經濟法則は如何に見るかといふことに在るといつてよいのである。

## 四

吾々は曩に或る政策が與件を動かすことに依つて經濟法則とどんな關係に立つかといふことを明かにした。其際與件の變更といふ點丈を論じ、一定の與件の下に行動する各經濟主體の活動の仕方を別にしては論じなかつた。純粹經濟學の從來の立場からすれば、各經濟主體の活動の仕方をもぐるめて與件の中へ入れるのを常とする。吾々は前に、經濟的變動に影響を及ぼす一切の條件を經濟上の與件とするといふ包括的な定義を下した。經濟的現象とは畢竟するに、一定の社會生活に於て人々が多種多様の目的の爲に外的手段を獲得して之を利用しようとするに在るのであるから、先づ人々の樹てる各種の目的は最も根本的な第一の經濟上の要素である。此要素は經濟學上「價值評價規準」と呼んでおく。第二の客觀的要素は勞働と外的手段の利用處分上の諸條件(註)である。此兩要素の具體的内容を爲すものが即ち與件であつて、それは第一のものに就ては人々の知識、判斷力、趣味等個人的な性格

から輿論、風俗、習慣、國家意識、國民性、論理的精神其他一般の文化的發達の程度國家的欲求、等が規定要因となる。第二のものに就ては、社會的歴史的な内容を構成するものは労働人口、生産及び交換の方法(技術)、資本的設備の程度、自然利用の能力、それから各種生産手段を利用し處分する事情を直接に規定する所の社會的條件や法律秩序(例へば所有權の制度、私有財産の分配の状態、契約の自由に關する諸法規、労働や財貨の移動の制限に關する法規)、企業經營の自由に關する制度、信用に關する制度それから又所謂の社會的勢力等々を擧げることができ。

(註) 評價規準表と、財貨處分上の條件とを擧げたのはシュトリールに依る。即ちシュトリールは根本的な經濟的範疇 *als Werteskala* 2) Güterverwendungsmöglichkeiten を擧げて居る。(Richard Strigl: Ökonomische Kategorien und Organisation der Wirtschaft 1923 四〇頁參照)

吾々は此等の條件に關して一定の状態を想定して置かなければ經濟を論ずることはできない。一定の地理的環境、一定の社會的法的秩序、一定の文化的、道德的觀念等孰れも與件の内容を爲さぬものはない。所謂の經濟外的現象は總て與件の内容を爲すものといへる。純粹經濟學的觀察は經濟外的現象を無視するのでなく、寧ろ之を與件として取入れるのである。國家の定むる所の法律にしても、將た又一つの國民の間に行はれて居る所の道德律にしても、それが經濟の根本的要素に影響する限りに於て具體的、歴史的なる與件として經濟的意義を持つのである。例へば國家の權力は通例種々なる法律命令の形で現れるが、それが現實に經濟の要素に影響を與へる時、吾々は之を與件の中に取入れる、例へば從來實際に通用力を持つて居た所の民法や商法の規定は一部に於て經濟學的には人々に財貨や労働の使用並に處分の自由に關する與件として經濟上の意味をもつて居つたのである。若し新たに法律が作製

せられて此等の自由を著しく制限することになつたとすれば、而して人民が正しく此法律を遵守するとすれば、それだけ從來の財貨處分の自由や、經濟主體の欲求の範圍が變化することになる。それは經濟の變更をされたる與件を意味するのである。又縱令ひ法律上經濟に影響すべき與件でも、それが國民に依つて遵守されて居なければ何等與件たる意味はない。例へば在商品の最低價格令が發せられても實際に於て該商品の價格が定められたる價格より常に遙かに上位に或る場合には斯様な法令は無意味である。禁酒令を施行せる或る國に於て、國民が全く之を守らず、國家の取締が厳しくない状態に在るとすれば、斯様な法令は矢張り與件たる意味はない。若しそれが通用力を持つものであるとすれば、それは一部財貨の用途を制限し従つて經濟的變動を生む一與件たる資格を持つものである。(註)

(註) 中山博士は最も重要な經濟の循環が現實に成立する爲の基礎的條件として、人口、欲望、生産方法及び資本の四つを擧げる。之丈けが與件といふ意味でなく、他の與件は此四つに較べて重要ならざるものと見られるのである。而して此四つを直接の與件とし、他の「天災戰爭の如き偶然的事情や政治乃至社會的組織の變動の如き一般的事情、誤謬怠惰の如き個人的事情に至るまで凡そ社會現象の一部として考へられる程の事情」を間接的な廣義の與件とせられる。後者は前者を通じて經濟的變動を生ぜしむると考へられる。(中山伊知郎純「粹經濟學」昭和八年、一四〇頁參照)

筆者は與件に直接、間接の區別を設けず、總て經濟の内容を決定するもの、即ち、一の社會に於て人々の經濟的評價に影響し又は經濟的手段の處分上の條件に影響する一切の事情を一律に與件と考へたい。而してクラークやシュムペーター乃至オイケン等が列擧する所の靜態の與件は一定國民經濟現象を規定するのに必要な最も根本的なる與件といふ意味で、即ち直接的といふよりも寧ろ唯々他の與件よりも重要であるといふ意味に於て之を考へたい。

經濟現象を理論的に把握する爲に、吾々は前述の如き與件の一定といふ論理的操作を必要とする。が吾々は更にそれ許りでなく、此與へられたる條件を一定の目的に結び付けて活動する各經濟主體の行動の仕方をも同時に研究しなければならぬ。各經濟主體の活動の方向は、當然、それ／＼の「價值評價標準」の構成に反映する（反映する限りに於て經濟の問題となるのである）のであるから、各欲望體系を與件とするならば、特に各經濟主體の活動を與件から別に切り離して論ずる必要はない筈である。が併し此處にいふ評價標準とは前以て一定して各人の腦裡に在るといふ様なものでなく、謂はゞ數學上の函數方程式の如き型に於て、各人の經濟的評價の決意を示す關係の表として存在するものに外ならないのである。故にかゝる評價標準を組立てる人々の精神の方針又は選擇決意は、實に國民經濟現象を動かして行く實際の起動力として頗る重要なものであつて、吾々は之を爾餘の與件と區別し、經濟の動力として取扱ふ意義が充分にあると思ふのである。

經濟主體の經濟的動力は純粹經濟學では純形式的には目的合理性の原則たる經濟的動機の名を以て呼ばれて居り、貨幣交換經濟の社會に於ては營利の原則として理解せられる所のものである。又資本主義經濟の特質を強調する爲には利潤追求の精神といふ名稱で呼ばれることもある。

此原則は、謂はゞ人々の行爲が合理的であるならば當然則るべきであるといふ意味で、論理的理想型の構成の爲に選ばれた所の原則である。それは勿論各人の従はねばならぬ所の規範的の原則といふやうな當爲の意味を持つものでもないし、又現實の國民が總て残らず此原則に従つて行動するといふ直接の現實認識でもない。唯々現實の行動から抽出されたものといふ意味で現實把握であるが、其性格は論理的な理想型概念である。故に此概念の想定は決して政策的要求を含むものでもなければ、又現實の人間が此原則に反して行動するといふ事實と衝突するものでもない。

故に或る人が例へば或る愛國心を満たすか又は特殊切手愛好の趣味から四錢の郵便切手の代りに八錢のそれを使用することを何等非難する意味を持つものでもなく、又斯かる行爲を否定しようとするものでもない。それは唯々觀察の範圍内に入つて來ないのである。強ひて之を合法的に説明しようとするれば、他の人々が四錢で一回の通信の欲望のみを満たす時、其人は八錢で通信の欲望と愛國心又は趣味の欲望の兩方を満たすと言ひ得るであらう。

惟ふに、經濟主體の此經濟的態度如何は、經濟現象の決定的要因として爾餘の如何なる與件よりも重要な意味を持つ。蓋し各經濟主體の行爲の方針は與件を連結し、均衡を生み、更に與件の變動に適應し、又與件を動かして不均衡を齎らし、經濟の發展を惹起す動力であるからである。經濟學上の諸法則が法則たり得るのは實に一定の與件に對應する人間の行動の何等かの合理的なる共通性に在るのである。縱令各人がそれ／＼獨特の意欲を持ち、獨特の動機から活動する場合でも、一定の條件の下に於ては人々は同様の經濟的態度をとることが觀取せられる。若し人々の間に行動の合理的共通性がなかつたならば、如何なる社會科學的認識も不可能である。但し此等の合理的行動の裏に含まれる動機となるものは數へれば限りのない程多種多様に分類することができるが、其中の重なるものは愛國心、鬭争心、物質的利益の追求、名譽心、權力慾、各種の恐怖心、博愛、友愛、公共心等があらう。

吾々が自由營利經濟の社會を理論的研究の對象とする場合、人々の行動の原則は通例營利の原則として理解せられる。それは、各經濟主體が其經濟行爲に於てより小なる經濟的利益よりもより大なるそれを、又全然利益がないよりは、小なりとも利益のあるものを求めるといふ態度を想定することである。而して此想定は、各人の「欲望の體系」各人の「價值標準」の構造を一定の型に整頓せしむるのである。此場合吾々は此營利的行動の背後に在る個人



的又は國家的な動機や目的を一々數へて詮索しようとする。

然るに現實の社會に於て此等の經濟主體の此構造は絶えず變動を受ける。彼等は或は法律命令に従ひ、或は道徳律に従ひ、或は自發的な決意から、或は外部的權力に服従して、或は階級的利害の判斷から、或は個人的な無智や誤謬に災せられ、或は國民全體に對する遠慮からそれらの「評價規準」の構造を變更し、其構成要素を入れ替へ取りかへするのである。此等の變更や取捨選擇は經濟の與件としての側からいへば各種の需要の質的並に量的の變動となつて現れ、又同時に與件に對する經濟主體の適應の仕方の變動をも惹起し更に不均衡や發展の仕方の變動ともなつて現れるのである。

其故に政策と經濟法則との關係といふ點から見れば、政策が其效力を最もよく達成するには、政策は與件を變更すると同時に、更に最も根本的な此經濟の動力に働きかけなければならぬのである。

此動力に對する活動が目的通りに實效を持ち得るならば、大多數の經濟法則は經濟政策に依つて餘の如く曲げられるといつてもよい程である。然る時は需要供給の原則にしても、グレンシャムの法則にしても貨幣數量説にしても皆其妥當性を失つてしまはぬとも限らぬであらう。例へば、國民が總て國家的説教の影響を受けて欲しい物を欲しと思はず、損徳を度外視して高低種々の値段で取引することを心掛ける様に其評價規準を變更すれば、買溜めや賣惜しきは勿論市場の交換法則は總て通用しなくなるに相違ない。良貨は悪貨と相並んで流通するかも知れないし、又どんなに銀行券を増發し、信用を膨脹させてもインフレーションの心配はなくなるかも知れぬ。

併し政策が此様に威力を發揮する場合でも、猶ほ政策は一定の限界を持つて居る。それは自然的技術的限界である。即ち國家は人民をどんなに能率的に利用しても、其勞働能力の維持には限度がある。國家はどんなに多大の財

貨を生産させようとも、資源には限りがあり、生産する價值より消費する價值が多ければ、國民の蓄積は段々と減退せざるを得ない。即ち一般的に收支相償はない所の經營を繼續させるならば結局經濟的生産力は萎縮せざるを得ないのである。

斯様な窮極の自然的限界は別として、兎に角經濟主體の行爲動力を變更させるといふことは強大な影響力を持つものである。然るに國民の此社會的な動力を自在に左右することはどんな國家權力を以てするもそう容易ではない。例へば國家は全國的な教育施設に依つて國民を教育することが出来る。之に依つて國民の文化的教養は高まり、無智や偏見の程度は減少し、國家意識を一層高揚し得るであらう。斯かる教育の効果は勿論短時日の中に期待できるものではないが、兎に角或期間の中に斯様な効果を生ずるとしても、それが現代の營利的經濟の動力を全然變貌せしめ得るとは簡単に考へられないであらう。教育が近世初頭の啓蒙時代に人々の行動の仕方のみならず、經濟上の與件に多大の變化を與へ、兩々相俟つて現代の資本主義經濟の生産力の發達に貢献した所は大なるものがあるに相違ない。併しながら今此教育の力を以て近い將來に向つて全然型の異つた經濟組織を多大の摩擦や反抗なしに造り上げようとするとは殆ど不可能であらう。蓋し現代の資本主義機構は決して觀念的に故意に造り上げられたものではないのである。近世以後の幾多の社會主義者、共產主義者の思想が、資本主義經濟の批判に終始し、彼等の理想の實現に成功して居らぬのは、實に此經濟的動力に對する大なる誤解に基づくものがあると思はれる。或者は之を誇張して人間が物質的利害の貫徹の爲にのみ行動する如く述べ、他の或るものは之を輕蔑して空想的な徳性のみを人間に期待したのである。

國民の精神的態度を變へて以て其國全體の經濟組織を變へようといふ様な高大全計畫は暫く措くとしても、與へ

られた事情の下に於て各經濟主體の評價基準を一樣に變更するといふことすら容易に行はれ難いのである。

例へば先の例にならつて或國の逓信省が四錢の郵便切手と八錢の愛國郵便切手を發行し、兩者共に同一性質の信書の通信に役立つとしよう。國家が愛國心を鼓吹し、八錢切手の貼用を推薦する場合に、國民は如何に反應するであらうか。國民が總て自發的に八錢切手を使用して、四錢切手を買ふものがなくなれば國家の政策は完全に達せられることになるし、八錢切手の賣行きが悪ければ、それ丈け國民の反應がよくないことを示すのである。若し全國民が舉つて四錢切手を見向きもしない程國家の道德教育が奏效するならば、國家は單に切手の問題に限らず、他の愛國的事業に就て從來の經濟主體の價值選擇表に反した政策の遂行に成功するかも知れぬ。併し切手が四錢か八錢かといふことは人々の價值選擇表の中で比較的重要でない位置に在るであらう。若し問題が之より一層深刻になつて、國策の爲に俸給や賃銀の増加を諦めたり、恩給を遠慮したり、又は何割かの賃銀俸給の削減に甘んずるかどうか、換言すれば吾人が自己の物慾を棄てたり労働を從來より低く評價するかどうかといふ問題になると、國家の說教に對する經濟主體の反應は郵便切手と一律に論ずる譯にはゆくまい。而して實に此處に吾々は經濟の一つの動力に對する働きかけの困難を見るのである。切手ですら普く個人間的評價基準を永續的に移し替へることがさう簡単でないとするれば、他の一層重要な問題に關し、否な生活態度全般に互つて欲望體系を根本的に再編成することは相當の期間の餘裕を見なければ行はれ難いと考へざるを得ない。

其故に政策當局者としては、或る經濟的效果を狙ふ場合、國民の行動の倫理化又は價值選擇標準の再編成を企だてることは正に重要な職務の一つであるが、同時に其效果の絶對力を過信してはならぬのであつて、それらの適當な與件の設定・變更に際しても國民がどんな態度で之を受取るかといふことを常に考慮しなければならぬ。今日

我國に於て見られる所の賣り惜しみ、買溜め又は闇相場の如き現象は純粹經濟學的に説明すれば、各經濟主體の欲望體系に對する法律的變革の反應と見ることが出来る。之を別の言葉でいへば、國民の時局認識の不足とか、國民的協力意識の欠如とか、公益の無視、私益追求の悪弊などいへるかも知れぬ。個人主義的觀念から抜けてないからだと見る人があるかもしれない。或ひは統制法規が不完全だからだと見るものもある。表現は様々であるが、要するに問題の根本は法令に依つて實現しようとした一つの國策が國民の從來の經濟的評價に逆ふものか之に受け容れられるものかどうかにあるのである。政策當局者が斯様な望ましからざる反應を是正して國家的な目的を遂行する爲に、法令を發し經濟を動かし、各經濟主體の價值標準を變化しようとする努力は認められなければならぬ。それは國家の權力を合理化する最も根本的な方法として其意義を認めなければならぬ。併しながら國家の權力の全能を信じ、所謂經濟の自律性を全く蹂躪してしかも政策目的を達成し得る如く考へるのは、現實の經濟の動きに對する認識不足の甚だしきものである。

經濟法則が社會法則であり意味法則であることは本論文の初めに述べた通りである。爲政者は此法則に含まれたる「意味」を無視してよいものならば、法律や武力や其他あらゆる國家的武器を利用して國民を自在に支配することができるであらう。若し國民各自を意思のない人形の如く取扱つたり、意思の發表を許されない奴隷の如く操縦することが出来るならば、國家は與へられたる國際的情況と自然的技術的限界の内部に於て計畫を其儘に實現し得るであらう。

併しながら若しそうでなく、國家的意思の實行を國民それらの自覺の中に求めるならば、國家は社會的經濟法則の「意味」を尊重して其中へ國家的意思を浸み込ませてゆかなければならぬ。が同時に此浸透の絶對的能力を過信

することなく、一朝一夕に變更しきれない所の國民の價值規準の潜在的動力を否定せず、寧ろ之を標準として政策を樹てゆくべきである。若し經濟法則の意味が法律や道德の力に依つて簡單に否定、變更されるものならば、それは初めから何等法則たる値打はないといつてよい。經濟法則と限らず總ての社會的意味法則が斯様に脆く變り易いものならば、平素國家として定めた法律や一般的道德律の維持といふことすら困難であらうと推定しなければならぬ。斯様な社會に於ては、一つの政策すら何等據り所のない實行困難なものとなるにちがひない。此意味に於て「經濟の自律性」を否定することは、政策の實行そのものを否定することであるとさへいへるであらう。逆にいへば、合理的な經濟政策は合理的な「經濟の自律性」があればこそ成立するのである。

經濟法則は政策に對して其效力を教へ、同時に其限界を劃すものであるといふ吾々の主張は以上の説明に依つて明かであると思ふ。而して此關係が明瞭になれば、吾々の課題の一つであつた統制經濟又は計畫經濟に於ける經濟法則の意味、若しくは國家(勢力)と經濟法則の關係も亦純粹經濟學の立場から何等の論理的破綻なしに説明かできらう。

國家が企だてる所の一切の政策は此立場より觀れば總て與件の變更設定であり、同時に斯く變更、設定せられたる與件内に於て經濟活動を指導しようとするものに外ならない。國家の活動は今日經濟の面に於て統制經濟政策と呼ばれて居るが、此等は皆社會經濟現象に對して與件を變更し、新たな與件を生むといふ意味を持つのである。此意味に於ては國家活動は經濟法則の中へ入り込むといへるであらう。それは從來の市場經濟的經濟法則を否定すると同時に、之を新たな國家的活動の下に活かさうとするものである。(直接に經濟現象に干渉する所の統制經濟政策は、既に曩に述べた通り其根柢に於て當該現象に密接な關係を持ち與件に對して一定の影響を與へることを意圖

するものでなければ無意味である。)

而して一つの新たな統制は一つの與件の變更や又は與件の除去乃至設定であるとするれば、統制を加へるといふことは、市場機構に關する限り、總て均衡攪亂の原因でないものはない。然りとすれば次の様な結論が生れてくる。或る統制を加へることに依つて直接に均衡を保證しようとすることは其自體自家撞着である。

國家が統政策的活動を國民經濟の内部に於て爲す理由には多々あり、其影響に於て經濟的發展を促進せんとするものもあれば、又之を阻害するものもあり、國民經濟機構其物には觸れぬものもあれば又その變革に類するものもあるかも知れぬ。或ひは又一種的不況時代に於ける如く歪んだ均衡を恢復して「正常」なる均衡状態へ導かんとする意圖に出ずるものもあるであらう。國家が政策的干渉を加へる動機が奈邊にあらうとも、市場的均衡に關する限り、それに依つて新しい均衡が設定されるのではなく、當該政策干渉以前に於て同つて居つた所の從來の或る均衡への動きが、今度は新たな與件の下に於て攪亂されるのであつて、それと同時にある新たな均衡へ同はうとする別箇の動きを生むのである。即ちある與件の變更は一面に於て其變更を意圖せる主體の意思に沿つて其の方向への經濟の動きの變化を生むかも知れないが、他面に於て必ずや反動的な變化を伴ふものである。斯かる事態は蓋し一般的經濟關係が一つ／＼の與件に依つて條件づけられた一つ／＼の經濟主體の力の相互依存關係であるといふことから必然的に類推し得る事柄である。

然るが故に國家的統制政策は縱令それが不具になつた自由經濟に於ける動的調節作用に代つて景氣對策として實行される場合に於ても新たな均衡を直接に設定する力のあるものではない。まして現今に於ける様に、大多數の統制策が現代經濟機構そのものに對する變革であり、其再編成であり、一部生産部門の抑壓、一部生産部門の増進



であつたりする場合に然かも、市場機構を原則として認めてゆかうとする限り、統制策其物の中に新たな均衡の効果を求めんとするのは自家撞着そのものである。現實の經濟界に於て一つの統制が他の統制を呼び、統制に重ねて統制を加へつゝあつて其止まる所を知らぬ有様であるが、之は一つの統制策が必ず他面に於て或る變化を生むといふ相關々係の原則が作用するからに外ならず、而して斯様な事態の繼續する限り、均衡へ向ふといふ經濟の動きに於ける安定的要素は全く欠けるのである。而して安定を欠く所には、秩序立つた計畫も進歩は容易でないであらう。

國家の累次に附加へられる統制策其物には斯くの如く安定的効果が無いといふことは何を意味するか。それは一つには國家の立てる所の法律の經濟に對する限界を物語るものであり、二つには、同じ事の反面であるが、國家の政策は經濟的活動を實地にして居る所の個々の經濟主體の力の協力を俟たなければ所期の効果を期待し難く、此協力を考慮せぬ限り、經濟界は秩序を立てること困難であり、反つて統制の混亂、計畫の無方針を喚起するに至るであらうといふことである。

法律は其本質に於て即ち經濟的活動の條件を律するものであり、經濟的活動に一定の秩序を保證するのである。之は自由競争の場合でも、統制經濟の場合でも變りはない。所謂自由競争の社會に於ても人々の經濟的活動は一定の法律的秩序の下に於て行はれるのである。統制經濟の社會に於ては人々の活動の條件は「自由經濟」に於けるより一層厳しく、一層細かく規定せられ、其範圍も亦一層狭く、一層限られるであらうが、人々の活動其物を一定の方向に限定したり、一つ／＼場合に應じて指定したりすることはできないのである。換言すれば、與へられたる條件の下に立てられる各人の價值規準は之を法律に依つて一定順序に規定することはできないのである。經濟活動は

「法規の上」であつて、「法規に依つて」ではない。

人間に少くとも自主的な經濟活動が原則として認められて居つて、狭められ限られたる條件の下に於て經濟の總ての部面に於て個々人の經濟的勢力が活躍する限り、經濟の動力は個人々々の活動に在つて決して法律命令にあるものではない。國家の法律命令は人民を皆人形化しようとするのではない限り、經濟の動力たる力を持つものでなく、せい／＼間接に之を刺戟し又は抑壓する原因となるに過ぎない。而して法規に依つて人間の行動の一つ／＼の場合を規定することは不可能であつて見れば、人間を人形とすることは法律の力を超える他の力に俟たなければならぬ。それは即ち所謂國家の「政治力」である。併しながら爲政者が國民を奴隷視し、ロボット化することを欲せず、寧ろ國策に對する國民の協力を期待し、以て其發布する法規の意圖をば重大な弊害なしに實現しようと思むならば、政治力の獨裁的濫用は之を避けなければならぬ。政治力は人民の經濟的活動に逆ひ、之に專制的壓力を加へる代りに、寧ろ一面に於て之を指導すると同時に、他面に於て之に協力を求め其援助を期待する如き方向に向ふものでなければならぬ。

而して斯くの如き國家的活動は前述の如く決して法律的規定のみに依頼して以て達し得られぬものであるとすれば、それは人々の活動の精神を導いて以て國策に向ふ様に一方に於て經濟機構の修正と他方に於いて教育、宣傳、訓練、説教等即ち所謂國民精神の作興に俟たなければならぬ。即ち國家的干渉は法律に依つて與件を設けたり變へたりすると共に、一層直接に國民の評價規準を變へる途を選ばなければならぬ。即ちそれはある與件に對して反應する人々の活動の仕方に影響せんとするものである。然かもその影響は國民の活動を設定せる與件の實現せんとする目的を達成するに都合のよい様な内容を持たなければならぬ。

例へば從來の自由經濟に於て人々の現實の評價規準は個人的福祉の追求と稱してもよい所のものであつた。即ち個々の經濟主體自らの必要、自らの判斷に従つて與件としての需要函數が一定の内容をとつた。而してそれは通例各人が各自の欲望満足の最大を圖るといふ風にも表現された。然るに之に對して現今の統制經濟に於ては國家は今や魯自の欲望判斷そのものに影響し、各人がそれ／＼國家的必要、國家的欲求をば直接自らの欲求判斷の中へ組入れて考へ直はさ様に説き教へることを旨としなければならぬ。換言すれば各人の營利的行動の指導的規準の内にて私的な欲求満足よりも公的な欲求満足への考慮を一層高めなければならぬ。營利的行動そのものは否定しないけれども、營利の中で私的動機よりも公的動機の占める地位を強める様にするのである。略言すれば私的營利心の代りに公的營利心(若しかゝる言葉が許されるならば)が働くやうにしなければならぬ。即ち最近屢々取擧げられる所の新しき經濟倫理とは此意味に解さるならば、それはよく新しき經濟の論理と合致しうるであらう。

國家は其意圖する所の政策をば今日新しき經濟倫理の徹底を期しつゝ實行する必要に迫られて居る、それは國家の制定する法律をして效果あらしむる最も重要な要件である。併しながら從來まで慣習的であつた所の人々の經濟活動に於ける精神の持ち方は如何なる目前の必要に迫られるとはいへ一朝一夕に之を變更し得るものではない。國家があらゆる教化宣傳の手段を利用して國民に新しき經濟倫理をしみこませ、之を實踐させようとしても、急激な効果を之に期待してはならぬ。急激な人心の變化を希望したり強制することは許されない。此處に我々は國家の法律以上の政治力の限界をも亦見るのである。政は民の心を以て其心とすべしといふ古への諺は端的に政治の限界を示したものを解することもできるであらう。國家は人民を指導する地位に在るけれども、其指導は即ち人民を抑壓することに依つて効果をあげ得るものでなく、よりよき協力へ向つて國民的信頼の上に立つべきものでなければならぬ。

若し政治力にして此指導方針から萬が一にもそれる様なことがあるならば、國家の統制經濟上の意圖は多く其效力を失ふ危険に陥るであらう。一つの與件變更は必ずや反動的な復讐作用を受けるであらう。政治力は國民の信頼感を喪失するであらう。幾百千の法規の制定を以てしても望まじき均衡への動きは生じないであらう。斯くの如き事態は徒らに國家自體のみならず、國民一人々々の經濟行動の計畫性を著しく不安定にしてしまひ、統制は一般的に言つて國民經濟に秩序を與へないで反對に混亂を與へることになるであらう。斯くしては、安定のない所に進歩への據り所もあり得ないのであるから、國民經濟は衰退するより外に途はなくなるといはなければならぬ。

以上の推論の次第を簡單に要約すれば次の様になる。  
法律は經濟上の與件を設定し又は變更する、此意味に於て國家は經濟法則に干渉するといふより、之を利用するのである。併し法律の力のみによつて經濟動力たる人心を規定することはできない、即ち經濟法則の意味をかけることはできない。

人心の指圖は結局政治力や倫理的感化に俟たねばならぬ。

國家が之に成功し得るならば、經濟法則の意味其自體も國家の政治力に依りて變更し得ることを意味する。

然るに如何に強大な政治力を以てしても一朝一夕に經濟動力の動き方を變更することは困難である。

而して與件の設定變更に際しては常に此與件の下に動く動力を考慮に入れなければならぬ。

故に法律は一方に於て政治力の援護を通じて與件の設定變更の新しき効果を期待しながらも、他方に於て從來の經濟動力たる人心を容認し之を利用する様に與件を設定變更せねばならぬ。  
若し之に違背すれば法律規定は經濟效果に於て逆作用の復讐を受けるであらう。

以上の説明は經濟と法律の關係を概観したものであるが、同様の問題を國家と經濟法則との關係に於て觀察するならば、我々の純粹經濟學的立場は一層理解し易いであらう。幾分の重複を厭はずに兩者の關係を説けば、純粹經濟學的に國家は、一つには與件として、二つには與件を變更する勢力(政策、政治力)として、三つには、國家自ら經濟主體として與件内に活動する一動力要素として國民經濟現象を構成するのである。

即ち市場經濟組織といふ理想型概念の下に於ては、國家は専ら社會的法律秩序の形に於て經濟の與件と見られる。財産私有の制度や所有權に關する規定を初めとし營業の自由、職業選擇の自由、住居移轉の自由、契約の自由、結社の自由等、主として自由の名に於て呼ばれる所經濟的與件を構成するものは即ち國家の勢力に外ならない。併しながら國家の勢力は單に經濟活動の個人的自由を保證するといふ意味に於て與件となる許りでなく、自由を制限し、一定の經濟活動を指定する意味に於ても亦與件となる。元來一定の社會的法律秩序を維持するといふこと自體が、何等此等の秩序のない社會に比較して積極的な與件設定たる意味をもつて居るといへる(註一)。純粹經濟學者が特に國家を與件として取擧げないのは、之を無視するからではなくて寧ろ反對に理想的な國家秩序を想定するからに外ならない。即ち純粹經濟學は國家のない無政府的な社會を考へて居るのでなく、各人の經濟活動が國家權力に保證せられ、國家秩序は其制度に於ても其機能に於ても完全に安定して居ることを想定するのである。斯かるが故に經濟生活に對する國家權力の影響は之を除外して議論を進めることができるのである(註二)。

(註一) 法律秩序を與件とすることに就て、人或は異論を挟むかもしれぬ、即ち法律秩序は實際に於て果して人々の經濟行為の原因であるとは限らないし、それは人々の經濟行為の必要に應じて作られたものだと言ふかも知れぬ。理論經濟學の内部に於て、法的原因と經濟的原因の相互影響の關係を論ずるのは不適當である。それは他の研究視野例へば社會經濟史

的の方面に於ては重要な問題かも知れないが、理論經濟學の研究に際しては現實に妥當する法的秩序をば經濟組織を規定する一つの與件として見ることを許されるであらう。(Stiglitz 前掲書一〇〇頁以下参照)

(註二) Kautla, R., "Das Objekt des Tauschwertes", Festschrift für Brentano 1916 三〇〇頁参照。

カウラは總ての經濟的價值は必ず國家の力に依つて制定せられる法律の影響を受けないものはないことを強調して居る。而してそれは全く正當な主張である。

國家は例へば政府自ら專賣事業を經營するに當り獨占的勢力を振ふ。之は同種事業の民間經營を許さぬとする點に於て「自由」を妨げる一つの與件と見られる。又公序良俗を害し衛生上不適當と認められる事業の經營を禁止したり制限したりする場合にも、「自由」を妨げる與件となるであらう。純粹經濟學は此等の場合を一々説明することができる。一方獨占、双方獨占、多占等の理論は即ち此種の「自由」の阻害せられたる與件の下に於ける經濟法則を説くものである。今日行はれつゝある所の消費規制も投資統制も經濟的には多く與件設定と言へるであらう。

國家の勢力が法律の形に於て經濟秩序を構成することは以上の如くであるが、國家が此既存の經濟秩序に對して新しい法規を以て變更を加へて來る時、吾々は之を經濟に對する國家の與件設定變更として觀察することができる。國家の活動の仕方及び之に對する經濟の反應の説明こそは本論文の主要部分を占めるものであつた。故に此第二の場合に就ては更に説明を加へる必要を見ないであらう。

第三に、國家は經濟主體として、自ら與へられたる條件の下に、爾餘の經濟主體と相並んで活動することができる。即ち國營の種々の企業に於て政府當局者は企業家として又は資本家として活動し、他方に於て自らの「欲望體系」を持つ消費者として商品の需要に大な勢力を示すことがあるのである。



國家が他の經濟主體と相並んで經濟活動をする時、國家は與件自體でもなければ、又與件を變更するものでもなく、其自身與件に服従するものである。換言すれば國家の行動は原則として市場經濟的な經濟法則に合致する筈である。併し多くの場合國家の事業は營利の原則に依つて經營されない。國家的企業の目的は公共的全體的であると同時に、企業存立の基礎は經營收入に左右されないで、他の源泉より資本の供給を仰ぐことが多いのである。國家活動が斯様な特殊の意味を持つ際には吾々は國家の經濟主體としての意味活動を自由營利經濟の意味法則に當嵌めることはできない。が併し其活動は吾々の法則と如何に相違し、従つて如何なる異つた結果を生むかといふことを吾々の經濟法則に準據して指摘することができ得るであらう。

國營企業が此様な特殊の事情によつて區別されず、全く私的企業の如くに活動し、又私的消費者として購買市場に現れる場合に於ても、國家自體に備はる強大なる政治的、社會的勢力は其經濟行為にも反映せずにはおかぬ。併し此意味の力は獨り國家のみならず、凡そ經濟主體が主體として活動する場合に、程度の差こそあれ必ず備へて居るものである。各經濟主體の力即ち經濟的勢力は此場合與件を變更するものとして、且なく、與件の内部に於て、經濟法則其自體の中に法則を遂行するものとして把握されるものである。蓋し經濟現象は結局與へられたる條件の下に於ける各種經濟力相互間の關係から生れるものであり、法則は此現象の中に一定の一般的規律を抽出するものだからである。純粹經濟學的方法は此關係をどんな形で表して居るかといふに、一商品の市場價格形成に就ていふならば、當該商品の價格が限界の賣手と限界の買手との評價の間で相互間の交渉に依つて定まるといふ表現が之に相當する。兩者の間隙が殆どない場合には、兩者の交渉に際し、一方の側の經濟的勢力が特に強く働く範圍は少いのであるが、競争が少く、獨占的要素が存する場合には、兩者の限界的評價の間隙が廣く、従つて一つの勢力が他の

勢力を負かして自己に有利な方向に價格の高さを引つける餘地がある譯である。斯かる意味に於て經濟的勢力は法則に反せず、寧ろ法則を執行する所の要素であるといへる。國家は經濟主體として活動する場合、供給者としても、需要者としても多く獨占的な力を振ひ得る立場に在るため、あらゆる市場經濟現象に就て支配的な力を示すことができるのである。

以上の説明から自づと類推できるやうに、統制經濟、計畫經濟、戰爭經濟、國防經濟又は政治經濟と呼ばれる現代の國民經濟現象を分析するのに、純粹經濟學が特に國家の活動を或は與件として、或は與件變更、設定の當事者として或は個別的經濟主體の指導者として、或は其自ら一經濟主體として觀察することは少しも從來の方法を放棄することでもないし、又非論理的な轉向でもない。現實の世界に於ける國家の活動の變化に應じて、經濟學に於ける國家の役割が新たな意味を帯びてくるのは當然である。が併し之を取扱ふ論理的操作は之に依つて何等影響を受けるものではない(註)。

(註) 中山伊知郎、均衡理論と資本理論第五章昭和十三年參照。

統制經濟は經濟學の理論としての本質を變へるものでなく、寧ろ其内容の擴充に外ならぬといふ同教授の見解に筆者は賛成する。

過渡期にある統制經濟の現状は吾々の見る所を以てすれば、經濟的不均衡そのものである。均衡への力が常に政治に依つて變更され、又之に對する經濟的反應が更に變改されて居る状態である。之は一見經濟に對する政治の優越といふ觀を呈する。然も猶ほ政治は決して經濟法則を否定することはできない。新に造り出される與件に對應して生れる所の經濟的現象は必ずしも政治の希望する通りの状態を示すと限らないのである。其處で政治は又與件の

變更を企だてる。變更せられる與件には又一定の適應の仕方が見られるのである。政治的活動に依つて理想通りの効果が得られるとすれば、それは決して經濟法則を蹂躪するからでなく、其反對に之を利用する結果であるに相違ない。政治はよく經濟法則を構成する要素としての働きを自覺する時に初めて經濟の均衡と發展への力となる。國家の權力は此自覺の下に活動するものでなければならぬ。然らずんばそれは冷い經濟の現實に依つて裏切られ怖れなしとしないであらう。

吾々は我が日本に於て、未だ統制經濟の完成せる型、否な少くとも其安定せる型といふものを知らない。今日までの新日本の戰時經濟は不安定であり、動搖、變更の連續狀態に在る(註)。が併し若し今日行はれて居る統制經濟が安定せる國民經濟の流れを示すとすれば、それは國家的欲求が個々の經濟主體の欲求の内部に浸透する時、又は兩者の全體的一致が考へられる時であつて、吾々は其場合に初めて其與件の下に於て何等かの社會的意味法則を指摘することができるに相違ない。而してそれは自由營利經濟組織の下に於ける經濟法則とは異つたものであるとしても、其法則の論理的性質は何等純粹經濟學上の法則と變るものではないであらう。吾々は之を等しく經濟法則と呼び得るであらう。

(註) 吾々は經濟法則を云々する場合常に靜態的なる經濟法則のみを考慮して居つた。經濟的發展に於ける經濟法則に關しては、純粹經濟學の領域に於て一般的な承認を得たやうな法則を持つて居らぬ。此方面に於て理論的研究は果さねばならぬ多くの仕事を持つて居る。又更に問題を廣くつて經濟生活全體の發展に就ては、理論的財産を持つて居ない。蓋し經濟生活の全體の發展といふことはとりもなほさず人間の社會生活の發展の歴史といふことに外ならず、理論が人間生活の歴史的變遷の跡を辿ることを研究目的とせぬ以上、此様な問題に就て答へ得ないのは當然である。純粹經濟學の視野は一面的であり、然も或る歴史的な理想型に限られて居る。然るにも拘らず理論的武器の應用は單なる一歴史時代に限られず、

廣く人間の經濟生活全般に及ぶものである。

現代に於ける國家的活動が、どんな方面に於て從來の經濟法則の内容を變へるであらうかといふならば、それは先づ第一に根本的には國民經濟機構といふ與件の變更に於て、第二に與件を連結し、經濟現象を動かす所の動力たる經濟主體の意味活動の方針、略言すれば新しき經濟性嚮(又は經濟性嚮——Wirtschaftsgesinnung)新しき經濟倫理を産み出すことに依つてであらうと考へられる。

第一の點を具體的に言へば、現在原則としての自由競争組織をば、國家は原則としての統制組織に再編成しつゝある。此様な組織の下に於て生産手段の移動が組織的になつて個人的決意に依る自由移動が著しく制限されるであらう。又生産手段を結合して企業を營むことも任意でなくなり、國家的意思に添ふ方向へのみ向くやうな仕組になるであらう。此意味に於て國家の活動は經濟法則の構成要素に編入されるといへる。自由競争が全く行はれなくなるかどうかは、一つには政府當局の方針の立て方にも依るものであるが、筆者個人の意見としては、競争を否定することを望まない。生産要素の處分移轉にしても、企業の經營にしても、定められた國家的意思に添ふ方向に合する限り之を自由に私的競争を認める方がよいと思ふ。略言すれば組織化されたる經濟的自由が認められるのが望ましい。一切の私的經濟活動を法規的管理の下に置くことは、今日の社會意識の下に於ては人間の創意、責任感、前進的努力を窒息させぬかと憂ふるのである。

第二の點を具體的に謂へば、國家は國民の一人々々に全體的意識を深く植えつけるやうにすることである。それは各經濟主體の性嚮を組織化されたる國民經濟構造に適應させ、國家的意思に添ふ様に與件を連絡して以て經濟現象の起動力となる爲である。斯くの如き經濟意向の變更は若し徹底的に行はれるならば經濟法則の本質を爲す所の

意味其物を全く變へてしまふであらう。従つて與件を連結する其連結の仕方や與件の變化に適應する其適應の仕方まで變つてくるに相違ない。自由經濟の經濟法則は此場合其妥當性を失ふかもしれぬ。併し國家のあらゆる力を以てしても、此様な觀念上の變化を一人々々の胸底に起させることは容易でない。人々の精神的態度の變化は教育や説教の感化に依つてのみ成し遂げられるものでなく、人々の生活する自然的並びに社會的環境の變化に依存する所の多いものであらう。環境を變化するものは人間であり、又環境の變化に依つて影響を受けるのも人間である。兩者の間に相關的關係のあることは疑ひを容れないであらう。吾々は時に説明の便宜上孰れか一方を固定させて置いて他方の動きを明かにするのであるが、それは決して現實の動きを寫す意味でさうするのではない。實際問題として兩者がどんな風に相互に影響しあつて居るかといふことは、社會科學一般にとつて頗る重要な問題であるが、純粹經濟學は其處まで研究の領域を擴げて居らぬ。純粹經濟學に批判を加へる多くの人は、それが「與件」の論理を以て、「與件」の外に擴がる所の宏大の研究領域に眼をつぶることを批難する。純粹經濟學の立場からいふならば、此批難は當らない。それは自ら社會現象の重要なものを總て包括するやうな主張を敢てしないからである。寧ろ批難の代りに、與件外の領域の研究に依つて與件の構造を一層深く精密にして純粹經濟學的究研に協力することをそれは欲するのである。殊に純粹經濟學にとつて最も問題の多い所の發展的、動態の問題に於て其協力の必要が痛感されるのである。

純粹經濟學的研究に於ける斯かる不備は暫くおくとして、經濟政策上に於ける國家の活躍は如何なる方面に在るかといふことは敘上の説明に依つて明かであると思ふ。即ち國家は一方に於ては國民經濟の構造を規定する力として、他方に於ては爾餘の經濟主體と共に、否な此等の經濟主體を指導しつゝ、經濟的に働く精神に新しき意向を與

へる力として作用するものである。大多數の國家的施設は前者の領域に於て行はれるものであるが、所謂革新、徹底的な國民經濟組織を確立して其新しき効果を期待しようと思ふならば、國家の役割、國家の意義は當然後者の領域に最も重要な使命を見るものである。後者の革新なしに、唯々前者の機構的改革のみに依つて全く新しい意味法則の確立を期することは不可能である。